

令和6年6月

県有建築物の耐震性等の公表について

東南海・南海地震などの大地震が今後高い確率で発生すると予測されているなか、平成17年9月中央防災会議において「建築物の耐震化緊急対策方針」が決定され、公共建築物等の耐震化の促進が掲げられました。

さらに、平成18年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正されたことを受け、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示184号）が策定されました。ここでは、地方公共団体は、所有する公共建築物の耐震診断を速やかに実施し、耐震性に係るリストを作成・公表するとともに、整備目標・整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的に耐震化に取り組むべきことが定められています。

また、平成25年11月には「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、一部大規模建築物の耐震診断の実施及びその結果の報告の義務化など、既存建築物の耐震化を緊急に促進することが求められています。

本県においても、「奈良県耐震改修促進計画」の中で、県有建築物の耐震化率を令和7年度までに98%以上とすることを目標としており、これを達成するために、平成20年度から県有建築物の耐震改修プログラム（以下、「プログラム」という。）に基づき、耐震化を推進してまいりました。令和6年度3月末時点で、目標である98%以上を達成しましたが、残りの県有建築物についても、引き続き耐震性のある建物としていく必要があります。

これらを踏まえて、奈良県は、プログラム（概要）と整備目標、耐震診断結果（令和6年3月末時点）を含むリスト等の公表（更新）を行っています。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ○県有建築物の耐震改修プログラム（概要） | 資料1 |
| ○県有建築物（耐震）データベース（令和6年3月末時点） | 資料2 |